

共済規程

第1条（目的）

この規程は、協会が会員の共済に関する運営上の基準を定めることを目的とする。

第2条（事業）

協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 会員の共済に関する事業
- （2） その他目的達成のために必要と思われる事業

第3条（会費及び会計）

- （1） 共済基金 20,000,000円
- （2） 正会員の会費 1,700円の内、200円を共済費とする
- （3） 終身会員・賛助会員の共済費は無料とする。
- （4） 会計は単年度決算とし、余剰金は一般会計に繰り入れるものとする。

第4条（共済給付の種類）

- （1） 結婚祝金 20,000円
- （2） 祝電
- （3） 弔慰金 1,000,000円
- （4） 供花料 20,000円
- （5） 弔電

但し、法人賛助会員に対しては適用しないものとし、弔慰金は60歳未満までの正会員のみとする。

第5条（受給資格）

会員の資格を取得した日からこの適用を受けるものとする。

2. 受給資格者又はその遺族は3ヶ月以内に事務局に受給資格が生じたことを報告するものとする。

第6条（運用方法）

当規程の運用責任者はヒューマン担当役員とする。

2. 受給資格者又はその遺族からの報告により事務局が必要な手続きを行うものとする。
3. 事務局長は常務理事会において運用状況を報告するものとする。

附則

- （1） この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。
- （2） この規程は、2004年5月10日第211回理事会において承認された。

INTENTIONALLY LEFT BLANK